

聖籠町訓令第5号

聖籠町職員提案に関する要綱等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月8日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町職員提案に関する要綱等の一部を改正する訓令

(聖籠町職員提案に関する要綱の一部改正)

第1条 聖籠町職員提案に関する要綱(平成25年聖籠町訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「学校教育課長」を「子ども教育課長」に改める。

(聖籠町総合計画策定委員会等設置要綱の一部改正)

第2条 聖籠町総合計画策定委員会等設置要綱(平成22年聖籠町訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「学校教育課長」を「子ども教育課長」に改める。

(聖籠町職員被服等貸与規程の一部改正)

第3条 聖籠町職員被服等貸与規程(平成2年聖籠町訓令第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「

保健福祉課	保健師	防寒着	1	5	保健福祉課長
		作業服上下			
診療所	医師	白衣	1	1	
		白ズボン			
		防寒着		5	
	看護師	白衣	1	1	
ズボン					
スカート					
靴		5			
こども園 (保育園)	保育士	スモック	1	1	
		作業服上下		3	
	調理員	白衣	2	1	
		ゴム長靴		1	5

		サンダル			
		ゴム前掛		1	
		白ズボン			
		三角巾			
こども園 (幼稚園)	教諭	スモック	1	1	学校教育課長
		作業服上下		3	

」を「

保健福祉課	保健師	防寒着	1	5	保健福祉課長
		作業服上下			
診療所	医師	白衣	1	1	
		白ズボン			
		防寒着		5	
	看護師	白衣	1	1	
		ズボン			
		スカート			
	靴		5		
こども園 (保育園)	保育士	スモック	1	1	子ども教育課長
		作業服上下		3	
	調理員	白衣	2	1	
		ゴム長靴	1	5	
		サンダル			
		ゴム前掛		1	
		白ズボン			
		三角巾			
こども園 (幼稚園)	教諭	スモック	1	1	
		作業服上下		3	

」に改める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公示の日から施行する。